

«令和8年度 教員免許特例法に基づく介護等体験に臨む皆さんへ» (学生用)

介護等体験の実施にあたって

介護等体験は、教員を志す学生のために、社会福祉施設がその意義を理解したうえで実施しています。受け入れていただく施設には、ご利用者様の介護や生活支援といった本来業務がある中で、介護等体験の重要性を認識し、ご協力いただいております。社会に出る立場として、ふさわしい姿勢を十分に考えて体験に臨みましょう。

1 社会福祉施設での介護等体験の期間

令和8年6月15日（月）～令和9年2月19日（金）

（1）介護等体験の期間は「月曜日～金曜日」の連続した5日間を原則としていますが、「火曜日～土曜日」の受入施設もあります。

※なお、病気・施設の休館等により実施できなかった場合は、社会福祉施設と相談して他の日に振り替え、必ず5日間の体験を実施してください。

（2）体験時間は1日概ね5～6時間となっておりますが、体験プログラムの内容により、社会福祉施設の指定した時間となります。

（3）「介護等体験」は社会福祉施設への「通所」により実施されます。宿泊は伴いません。

2 「介護等体験」の申込みについて

（1）「介護等体験申込書」（学生用）（別記1）に必要事項をすべて記入の上、学校の指定された期日までに提出してください。

【記入における注意事項】

①希望地域は「市町村コード表」（別表1）を参照の上、第5希望まで記入してください。

②希望種別は「介護等体験対象施設一覧（施設コード表）」（別表2）を参照の上、第5希望まで記入してください。

※①、②ともに、少なくとも第4希望まで、かつ異なる種別コードを記入してください。（必須）
同じ希望地域/希望種別を複数選択すると、システムの関係で、希望とは異なる地域へ調整される可能性が高くなります。

※③体験不可能期間は「令和7年度介護等体験調整期間」（別表3）を参照の上、記入してください。

なお、承認可能な理由は下記の「体験不可能として認められる理由」のとおりとします。

◎病気・怪我 ◎試験 ◎特別支援学校との体験日の重複 ◎慶弔関係 ◎部活動の大会

（2）受入施設の「調整」作業は、皆さんのが希望した地域・時期・施設種別に基づいて実施いたしますが、必ず希望どおりになるとは限らないため、ご承知おきください。

（3）体験申込みは、すべて大学等を通して行います。社会福祉施設や千葉県福祉人材センターに直接申し込まないようにしてください。（混乱防止のため直接の連絡も控えましょう）

（4）体験受入先の社会福祉施設（調整結果）は学校から通知されます。

3 体験費用について

- (1) 「介護等体験」に要する費用は、8,250円（1日当たり1,650円）（消費税込み）です。
- 8,250円のうち社会福祉施設への体験費用は5,500円（1日当たり1,100円）、
千葉県福祉人材センターの調整管理費用は2,750円（1日当たり550円）です。
- (2) 体験期間中の昼食代・交通費等にかかる費用については皆さんの負担となります。
昼食代は社会福祉施設へ直接支払ってください。

4 体験前の準備

- (1) 例年、進路変更などを理由とした体験の中止が多く見受けられます。体験をお申し込みいただいた時点で、受入先の施設の皆さまは、皆さんを迎えるための準備に多くの時間をかけてくださっています。進路を十分に検討されたうえで申し込みしましょう。
- (2) 体験前の事前学習やガイダンスの実施
- ・社会福祉施設の種別・役割、施設利用者等について理解しましょう
 - ・“学生だから”ではなく、“一社会人として”どのように取り組むべきかを、改めて考えてみましょう。（服装や身だしなみ、姿勢・態度などを意識することが大切です）
 - ・施設利用者のプライバシー保護についても学習してください
 - ・障がいのある利用者とのコミュニケーションの取り方について、障がい特性について正しい知識を習得してください。実際に体験が始まったら、学習したことをもとに利用者と接しましょう。それを踏まえて困ったことがあれば、施設職員へ質問や相談をしましょう。
- (3) 「介護等体験学生プロフィール」（様式 学-②）は必ず提出してください。
提出の際には記入もれがないか確認してください。
また、保険の加入状況については学校の担当者に照会してください。
- (4) 事前オリエンテーション（施設により開催方法が異なります）
- ・「介護等体験受入連絡票」を確認し、実施日には必ず参加するようにしてください。
 - ・受入施設への事前連絡については期日までに必ず実施してください。
- ※事前オリエンテーション等の日程調整後に変更が生じる場合は、無断で欠席することのないよう、受入施設へ再度連絡してください。
- (5) 健康診断書や細菌検査結果表について
- ・検査から提出まで時間を要します。早めに準備するようにしてください。
- (6) 受入施設までの交通手段や移動にかかる時間を事前に確認しておいてください。
※例年、所定場所まで到着できなかったり、住所誤りが見られます。しっかり確認しましょう。
- (7) インフルエンザ・ノロウイルス感染症・O157・疥癬・結核・肝炎等の感染症についての基礎知識や感染予防策を学習してください。

5 体験期間中について

(1) 体験期間中は、下記のことを守ってください。

- 必ず「**学生証**」を携帯してください。
- 「**介護等体験記録ノート**」を記載し、施設職員に確認を頂いてください。
- 休憩時間については、施設担当職員に直接確認してください。
- 体験中に伴い事故が発生した場合、速やかに学校担当者に連絡してください。
- 社会人としてのふるまい**が求められます。施設の方々への挨拶、必要書類の提出等、決められたことはきちんと守ってください。

(2) 身だしなみについて

- 服装について、まずは体験先の施設に確認してください。服装によっては、施設職員や利用者から、思わぬ誤解を招くことがあります。
- 長い爪やアクセサリー等は事故につながることがあります。特に、食事の際にアクセサリー等が混入することが懸念されます。
- 髪型・メイク・服装については**体験にふさわしい身だしなみ**で体験に臨んでください。お腹や肩、脚などの過度な露出等、改めて確認しましょう。
- 身だしなみについて**施設ごとに方針**があります。体験先の「受入連絡票」や「事前連絡」を必ず確認し、遵守してください。

(3) 遅刻しそうな場合

施設担当者へ速やかに連絡を入れ、遅刻の理由を必ず説明してください。

連絡がないと体験先に大きな不安を与え、混乱を招いてしまいます。

「電車遅延のため○○分くらい遅れます」など、できるだけ具体的に伝えましょう。

※「時間が迫ってしまったから」「集合時間を過ぎてしまったから」などという理由で、連絡を入れずに過ごしてしまう学生が、近年特に多く見られます。体験先には第一に報告しましょう。

(4) 体調不良／やむを得ない事情が発生した場合

まずは施設担当者へ速やかに連絡を入れ、理由を必ず説明してください。

そのあと、**その旨学校担当者にも早急に報告してください。**

※なお、施設利用者は**基礎疾患有する方**が多いです。感染のリスクを避けるため、感染症が疑われる場合は無症状でも無理をせず体験日の変更を申し出てください。

(5) 体験中止について

体験中の態度が著しく不良であると施設側が判断した場合、体験は中止となり、証明書を発行できないことがあります。

これから社会に出るという自覚をしっかりと持ち、**事前連絡・身だしなみ・体験態度**を徹底し、体験に臨んでください。

(6) 貴重品について

- 原則として**貴重品管理は自分自身の責任**で行ってください。
- 施設の事務室で保管あるいは鍵付きロッカーを提供していただく場合もありますが、受入施設によっては保管場所を確保できないこともあります。

(7) プライバシーについて

- 施設内の無許可撮影、体験内容、利用者や施設職員とのやり取りで知り得た情報、不平不満などの不用意なSNSへの投稿はしないでください。
- 仮に公共の場で何気なく介護等体験の出来事を話すことで、不特定多数の人々の耳に入る可能性があります。施設関係者やご家族など、思わぬ方が聞いている場合もあり最悪の場合は法的なトラブルにつながる恐れがあります。発言の際には十分な配慮をお願いいたします。
- 携帯電話、スマートフォンの体験中の取り扱いについては、体験先施設へ必ず確認を行ってください。

(8) その他

- 体験プログラムについての確認は施設担当者へ、それ以外のお困りごとについては、まず学校の担当者に相談してください。本会（千葉県福祉人材センター）は、施設担当者もしくは学校担当者より連絡を受けてから対応をしていきます。
- 施設運営を妨げず利用者の安全を守る観点からも、施設職員の指示に従ってください。また、指示内容の実施が難しい場合は職員に相談してください。

6 「介護等体験」が調整した日程に実施できない場合

- (1) 原則として、やむを得ない理由を除き調整した日程で必ず実施してください。
- (2) 皆さん又は社会福祉施設の都合により予定通り実施できない場合は、社会福祉施設と皆さん（又は学校の担当者）との間で直接スケジュールを調整し、他の日に振り替えて必ず5日間実施してください。
※学生と施設の担当者が日程を調整した場合は、「日程を変更した旨」と「変更後の日程」の両方を、速やかに学校の担当者へ報告してください。
- (3) 受入施設では受入の準備をしています。やむを得ない理由により「日程変更」または「体験中止」をする場合は、速やかに学校の担当者に報告してください。
部活動・サークル等の大会、発表会、留学等については、あらかじめ学校の担当者に相談しましょう。体験先の施設・事業所の日常業務に大きな影響が出てしまいます。直前の「日程変更」や「体験中止」はしないようにしてください。

7 「介護等体験」終了後の対応

体験終了後、社会福祉施設の施設長が、証明書を発行することになっております。
証明書受領後、「名前」や「施設名・体験期間」等に誤りがないか確認してください。

●証明書は教員免許取得申請時に必要な書類です。再発行が難しい場合もあります。
ご自身で保管する際には慎重に取扱い願います。

▼体験終了時には個人情報を含む下記書類等を必ず原本で返却してもらってください。
もし返却忘れ（受取忘れ）があった場合、学校の担当者に相談してください。

| |
|-----------------------|
| 証明書 |
| 介護等体験学生プロフィール（様式 学-②） |
| 健康診断書 |
| 細菌検査結果書 |
| その他提出した個人情報を含む書類等 |

8 感染症への対応について

介護等体験の実施について文部科学省から「実施にあたっての留意事項」等の「通知」があればこれに準ずるものとします。また、新型コロナウイルスについて、感染症法上の位置づけが第5類に引き下げとなりましたが、令和7年度の体験でも、社会福祉施設内でクラスターが発生しています。マスクの着用、手指の消毒及び感染リスクの高い行動は控えるなど、基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

また、細菌検査をする施設では、指定された期日までに、指定の結果を必ず提出するようにしてください。基礎疾患に罹患する可能性の高い高齢者やお子さま等、様々な利用者がいらっしゃることを、しっかり理解したうえで準備を進めましょう。

- 施設内の状況により体験開始前/体験中の検温・健康チェック（発熱・頭痛、咳・咽頭痛、息苦しさ、味覚・嗅覚障害等）・抗原検査等を求められる場合があります。
- 体験前の事前連絡では受入要件の再確認をしてください。当初の受入要件と異なる場合がありますことをご承知おきください。